

●香川県告示第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により三豊都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和3年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3・3・1 笠田本山線

3・3・2 宮尾浜西線

3・4・3 停車場塩生線

3・5・6 松崎的場線

3・5・7 本村香田線

3・5・10 詫間仁尾線

3・4・5 仁尾浜線

3・5・11 北草木仁尾浜線

3・5・12 仁尾港父母線

3・5・14 詫間仁尾線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課